

仕 様 書

件 名	駐屯地警備システム修理	仕様書番号	1
		作成年月日	令和3年12月21日
		所 属	西部方面混成団本部第3科
		作 成 者	准尉 別府政勝

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「駐屯地警備システム修理」に適用する。

2 実施場所

福岡県久留米市国分町100番地 久留米駐屯地

3 概 要

久留米駐屯地内に設置されている警備監視装置の交換、修理を実施する。

4 機器・材料規格

品 名	取替機器仕様	数 量
光送信機F	VF-01YB-CTS-05V	1台
センサ中継器	LC-N0350	1台
赤外線センサ	IN-F0580	16台

5 共通事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び機器メーカー取扱い説明書により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は監督官と協議のうえ実施する。
- (2) 発生材は、請負業者の責任において適切に処分すること。
- (3) 本役務実施に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議してその指示に従うものとする。
- (4) 施設等には損傷を与えないように十分注意して作業すること。万一、施設等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し監督官の指示するとおり請負業者の責任で原形に復旧する。
- (5) 本役務に際しては、安全管理に十分注意を払い、火災予防及び事故防止に留意し、万一事故が発生した場合においても官側は一切責任を負わないものとする。
- (6) 本役務の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し、作業前・中(各工程毎)・後、隠蔽箇所及び材料・機材等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム(A列4番縦)に整理のうえ、監督官に1部提出すること。ネガ又はデジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負業者の責任において確実に処分又は消去すること。
- (7) 本役務において使用する電気、水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず部隊側の電気、水を使用する場合は、事前に監督官と協議した後、所要の手続きを実施し使用することが出来るが、使用に要した費用については請負業者の負担とする。
- (8) 本役務に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。

6 特記事項

本役務完了後、機器全般の点検、動作確認及び回路調整を実施し作動試験を行った後、その結果を1部監督官に提出すること。